

## 緊急事態宣言を受けての村長メッセージ(4月8日)

4月7日、東京や大阪など7都府県を対象に、政府から緊急事態宣言がなされました。

緊急事態宣言を受け、村の新型コロナウイルス感染症対策本部も新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行しました。

京都府は、現時点で緊急事態宣言の対象地域ではありませんが、近隣の自治体で感染が確認されるなど、村内でもいつ感染が確認されてもおかしくない状況にあります。

村民の皆さまには、感染拡大防止のため、生活維持に必要な場合を除き不要不急の外出を控えていただき、引き続き「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避け、手洗いや咳エチケットに努めていただくほか、緊急事態宣言の対象地域への往来は避けていただくようお願い申し上げます。

村といたしましても、国や京都府と連携し、感染拡大防止のため全力で取り組んでまいりますので、村民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

南山城村長 平沼 和彦